

第7回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第7回安曇野市都市計画審議会	
2	日 時	平成20年9月29日 午前 8 時 30 分から午前 10 時まで	
3	会 場	安曇野市堀金総合支所 別館大会議室	
4	出席者	小林委員、竹岡委員、宮川委員、山田委員、金森委員、山田委員、田中委員、勝野委員、塚田委員、矢口委員、白澤委員、矢澤毅彦委員、藤澤委員、矢澤久男委員、丸山委員、降幡委員、高山委員、松澤委員、宮下委員、平林委員、仁科委員	
5	市側出席者	平林市長、都市建設部：久保田部長、等々力課長、浅川補佐、鎌崎企画員、城取主査 山田主査	
6	公開・非公開の別	公開	
7	傍聴人	1人	記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成20年10月10日	

協 議 事 項 等

- 1 会議の概要
 1. 開 会 (久保田部長)
 2. あいさつ (藤澤会長)
 3. 報 告
 - (1) 土地利用管理制度に関する市の方針 (市長から主旨説明後事務局から説明)
 - (2) 質 疑
 - (3) その他 (事務局より説明)
 4. 閉 会

意見概要

- 市民検討委員会から出された提言を進めていくには、条例以外にないと思っていたため、大賛成。線引きをすれば事務局は割合楽だが、条例だとこれからの作業が本当に大変で時間もかかると思う。制度設計委員会がどういうメンバーで何人ぐらいか。(委員)
- 制度設計委員会は、専門家の先生方をお願いするということで、今まで専門委員会でご議論いただいた3人(東京農工大の亀山教授、東大の大方教授、C-まち計画、横浜大学講師の柳沢先生)と、それともう一人まだ確定ではないが、行政学の先生に今あたっているところ。4名で構成しながら、進めていきたいと思っている。(事務局)
- 市民を交えた中で検討しなくて、その専門家4人だけで、よいか。(委員)
- これは制度をどのようにつくっていくかということで、その内容は都市計画策定委員会、景観計画策定委員会と連携をとりながら一緒にやっていくという考え方。(事務局)
- 自主条例をつくっていくということは重要な計画だと思うが、どちらかというと線引き制度に近い条例というが、もう少しこの点をお聞きしたい。罰則規定をどうやってつくるか今の状況を教えていただきたい。市民合意が必要なわけだが、今後どのくらい説明会をやって市民合意をとっていくのか。(委員)
- 罰則規定については、都市計画法に定められる罰則規定並みなことを検討していきたいと思っている。専門委員の先生方にも条例でも十分対抗できると言われている。市民合意は、大変重要な部分。細かく説明会を開いていきたいということで、まずその第一段で11月に市の方針を説明し、来年の2月の後半から3月にもう少し詳細な検討をした内容について説明会を開いていきたい。どういふ条例かということについては、現在の穂高の条例よりはだいぶ厳しくなると考えており、基本的には既存市街・集落周辺への集約重視のまちということであるので、少なくとも集落から離れたところに住宅分譲等が出来るということではなくしていきたい。(事務局)

○専門委員の中にも市民の声を開けるような制度が必要ではないか。
市民合意のとりかたを工夫し十分な対応をお願いしたい。(委員)

→専門委員会と都市計画策定委員会・景観計画策定委員会の3つの委員会は常に連絡を取り合いながらやっていく。合意のあり方については、事務局で案をつくりそれをもって地元で説明し協議していただくといった作業を繰り返しながら、合意形成を得ていきたいと考えている。(事務局)

○線引き制度を廃止するには県の都市計画地方審議会の議決を経ないといけない、県との調整がどのように進められていくのか。(委員)

→今までの県との協議は、市民検討委員会提言が線引き制度で出来るかどうかについて協議をしてきた。これから県に向かって、豊科地域の線引きの廃止をお願いしていかなくてはいけない。これには線引きに匹敵するような、県が豊科の線引きを外しても大丈夫だと、そういったような条例を施行して、実績を見せていかなくてはいけないと考える。(事務局)

○県内で線引き制度の弾力的な運用で課題になっているものがあるのか。また開発審査会について。
専門委員会提言書の内容が推測されるような表現になっている。推測でなくもっと具体的なものを捉えた説明がされるべきでないか。(委員)

→長野県において現在運用しているのは小布施町だけであり、他の線引きしている都市ではやっていない。また、開発審査会をもてるのは特例市以上で県内では松本市、長野市そして県であるため、その他の線引き都市は開発審査会をもてない。
今まで県と協議を重ねてきた中でひとつひとつの事例を具体化していかないと県もすぐ回答が出てこない。現時点で、全ての部分の協議が終わっているわけではないためこういった表記にさせていただいている。(事務局)

○長野市と松本市にある権限委譲は何を基準に2つの市だけがあるのかお聞きしたい。
インター東側は議会にも陳情があるが、その辺をどうするか考えなくてはいけない。(委員)

→権限委譲は市町村どこでもしてもらえる。その中で開発審査会を持てるのは特例市以上ということ。
インター東については、これから都市計画策定委員会の中でも話題になっていくと思う。都市計画策定委員会または地元の考え方も、農振が青地であるという中で調整を図っていくべき場所と考える。(事務局)

○現在の区域の考え方で今後安曇野市は10万都市ということでやっているが、今後人口の維持ができるのか。(委員)

○A区域に住宅系や大きな集落の中に人を集めていくというのが基本である、条例にしても基本原則は同じ。それを受け止められないということになればA区域やB区域の拡大が必要と考える。(事務局)

○穂高町の条例は主要幹線沿いにゾーン設定したため眺望がなくなってしまう。道路をどちら側も全部ふさげるようなものは良くないと思う。(委員)

→穂高の条例を踏襲しようということではない。

○平成23年以降引き続いて土地利用計画と道路網(都市計画道路)の検討をしていただきたい。(委員)

→都市計画策定委員会には都市計画マスタープラン策定という任務がある。平成21年度中にはある程度の形でマスタープランを考えていきたい。この中で都市計画道路も検討していく必要がある。(事務局)

○開発と保全する区域を地形地物で明確に区分けしたり、農地の広がる郊外での開発行為がどのように規制されていくか、重要になるが、現状での見解があればお聞きしたい。
線引きを廃止するのは県。十分な調整協議を積極的に図っていただきたい。(委員)

→長野県との協議は十分やっていく必要がある。(事務局)